

反社会的勢力に対する基本方針

株式会社 万惣

株式会社万惣(以下「当社」という。)は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、確固たる信念をもち断固とした姿勢で臨むことを宣言する。

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、次ぎの基本方針を定める。

<基本方針>

- 1 当社は、反社会的勢力との関係を一切もたない。
- 2 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部専門機関と組織的、かつ適正な対応を行う。
- 3 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず毅然として法的対応を行う。
- 4 当社は、反社会的勢力への資金提供や便宜供与は一切行わない。
- 5 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する従業員の安全を最優先で確保する。

(反社会的勢力の定義)

反社会的勢力とは、暴力・威力・詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のこと、以下に掲げる属性要件に着目すると同時に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目し、判断する。

- (1) 暴力団(その団体の構成員(その構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体をいう。)
- (2) 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行う恐れがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「準構成員」という。)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団が経営する企業で、暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している会社をいう。)
- (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与えるものをいう。)
- (7) 特殊知能暴力集団およびその構成員、関係者((1) から (6) に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景にその威力を用い、又は暴力団と資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- (8) 前各号に準ずるものとする。
- (9) 反社会的勢力に該当するかどうかについては、前項第1号から第7号に掲げるような属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求と いった行為要件にも着目し、判断する。